

竹バイオマス裁判 傍聴レポート！



現時点で2回開かれた今回の裁判を、私は両方傍聴しています。

1回目は初めての経験だったため、落ち着き無くキョロキョロしていました。全員が着席し最後に裁判官が入廷された後、当番のTV局のカメラが1台入ってきました。そして傍聴席の後ろにカメラを据え「撮影ははじめます」と声をかけると…それまで机に向かって資料に目を通したり、お隣と会話していた裁判官や双方の弁護士の3者が、ピッと背筋を伸ばし正面を見据えたまま微動だにしなくなっていました。

まるで静止画のようだ！とか傍聴席も動いてはいけないのかな？などと思い巡らせながら、背後のカメラを振り向きたい衝動を抑えていました。この間2分間（実にきっちり2分間です。裁判所の職員がストップウォッチ片手に秒読みしていました）。

夕方のニュースを見て「あーこれね！」とわかったのですが、「裁判がありましたー」というニュース画面に必ず映し出される法廷内の画の撮影だったのですね。

それにしても何で動いてはいけないのだろうか？と不思議に思い、カメラマンをしている知人に尋ねてみたところ…持にTV局側からは静止画でよろしくーとは注文していないそうです。一つの慣例なのでしょう。

もう2、3驚いたことがあったのですか、スペースの都合上書けなさそうです。皆様も裁判に傍聴にでかけ、非日常の世界で沢山の発見をしてみませんか？

第3回公判予定

日時 平成24年2月3日(金) 10時30分

私達の思いに対して、被告はどんな反論を繰り広げるのでしょうか。是非、参加してその言い分を聴きましょう。

ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会(竹ん子の会)では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ばるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】
詳しいお問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798
勝訴を確信し、皆様のご協力、ご支援よろしくお願いいたします。 まで。

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第6号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

平成23年11月18日 第2回公判が開かれました



雨の中の門前集会

雨の中、今回も多く参加者があり、活気に満ちた公判となりました。傍聴席を越える参加者の数に、整理券が配布され、抽選で選ばれることに…

今回は、原告を代表して吉井会長が法廷中央に立ち、思いを訴え、また原告弁護団の橋本弁護士が意見陳述を行いました。(吉井会長の意見陳述書の写しを同封しております)

公判後は崇城大学市民ホールの会議室へ移動し、裁判の中身について弁護団より、詳しく丁寧に説明をしていただきました。

平成23年11月19日 公判後住民説明会 &意見交換会

カルチャーセンター視聴覚室にて弁護士の先生による第2回公判の説明と、住民を交えた意見交換が行われました。

問題は、自己資金もない会社に補助金を渡したことであったということを参加者全員で再確認しました。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。



裁判のなかみ



十分な調査もせず、自己資金もない会社に補助金を出したことが問題



裁判所



山本孝二町長
町の弁護士

住民の訴えを却下(門前払い)して欲しい。

<原告主張のポイント>

1: 会社へ国からの補助金を交付した時から、国に返した時までをひとつの行為としてとらえるべき。

御船町のように会社に補助金を支出した行為と、会社に代わって補助金を国へ返還した行為とは容易に1年を超えることが予想されるため、一連の流れをひとつの行為としてとらえるべきです。

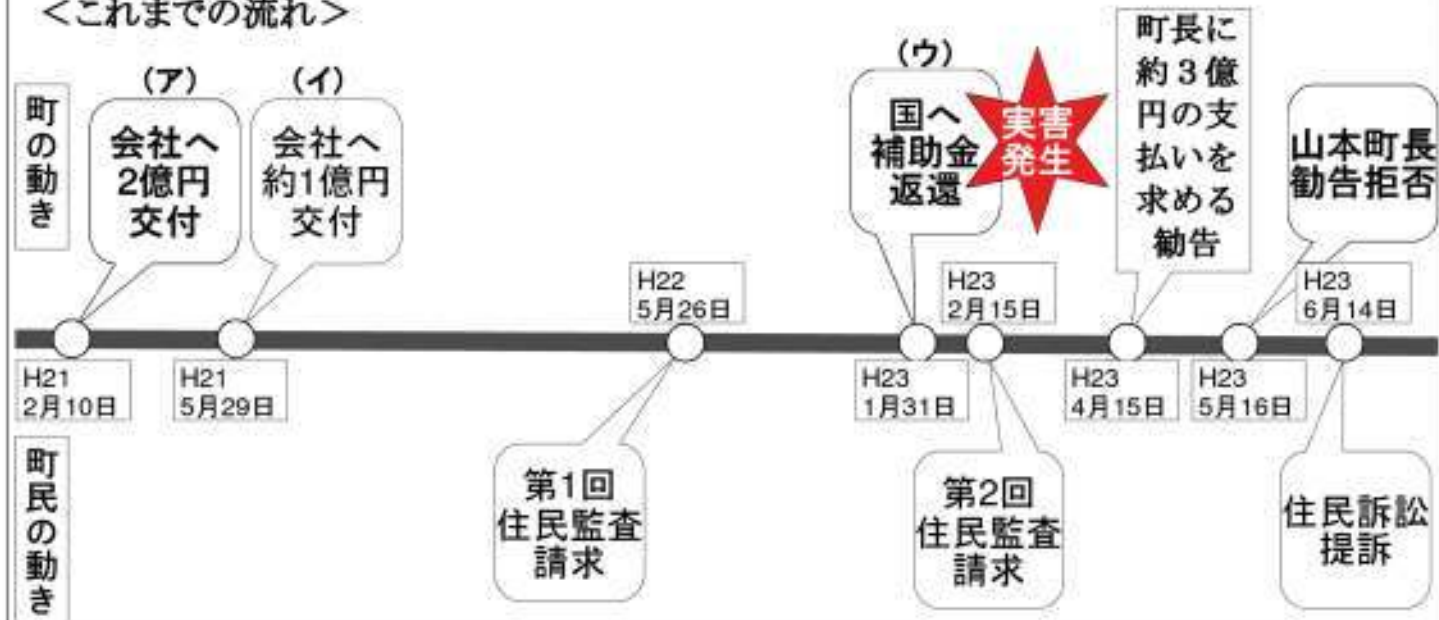
2: 監査請求機関の起算点は、御船町に実害が発生した平成23年1月31日にすべき。

被告(町長)の反論のように下図の(ア)の時、(イ)の時、そして今回とそれぞれ監査請求をして、裁判をしなければならないというのは、住民にとっては酷なことです。最高裁は、住民にとって一番訴えやすい時を考慮するようにと判断しています。今回の場合、それが、平成23年1月31日に、会社に代わって町が国に約3億円を返し、実害が発生した時です。

3: 町の補助金支出の違法性は国への返還行為へ承継するということ

会社に補助金を出したのも町長ですし、国に返したのも町長です。会社に約3億円を支出した行為が問題だったから、国に補助金を返さなければならない事態に陥ったのです。

<これまでの流れ>



裁判は順調に滑り出しました

裁判所は以下の2点によって関心を持ってきています。

- ・住民監査請求の結果、町長が会社に約3億円を支払ったことが問題であると町監査委員が認めている
- ・町民が、「町をよくしたい」との思いから頑張って傍聴に参加している。

吉井さんの意見陳述が出来たのは大きな成果です！

住民の意見陳述は、法律で取り扱う規定がありません。不必要ということで取り上げてもらえない可能性もありました。ですが、裁判所は、住民の意見を聞いてくれました。

問 一回目の住民監査請求の段階で裁判をすべきであったという被告(町長)の主張をどう考えますか?

答 一回目の監査請求は損害が発生していないということで認められませんでした。その段階で裁判をおこしても損害賠償請求は認められなかったでしょう。実際に東京高裁で、実害が発生していないことを理由に敗訴となった判例があります。住民に、負けるとわかっている裁判をしろというのはあんまりでしょう。だから、御船町に実害が発生した(図のウ)時点で裁判を起こしました。

問 「国に3億円を返すことは議会を通過しているのに、自分だけの責任ではない」と町長は言っています。

答 あくまで執行した町長に責任があります。最高裁レベルの判例もあります。

竹子ちゃんの裁判潜入レポート

